

姫路獨協大学ハラスメント人権委員会に関する細則

(平成27年5月21日制定)

改正 平成28年 3月23日

令和 2年 4月23日

(目的)

第1条 この細則は、姫路獨協大学(以下「本学」という。)ハラスメント防止に関する規程(以下「規程」という。)第5条第3項の規定に基づき、ハラスメント人権委員会(以下「委員会」という。)に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学群各学類及び各学部から選出された教員各2名
- (2) 総務課長
- (3) 学生課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号の委員は、原則として男女各1名とする。

3 委員長は、委員の中から学長が指名する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・委員の公表)

第3条 委員長及び委員の氏名、連絡先等は学内に公表する。

(委員長による救済措置)

第4条 委員長は、学長、副学長、事務局長、関係所属等と協議し、相談者救済のための適切な措置を講じることができる。

(運営)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて、関係当事者及び事案の調査に必要と認められる者に対して出席を求め、事情を聴取することができる。

3 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

4 委員会は、規程第3条に定義するハラスメントに該当する事実の有無を確認し、必要な場合、処分の原案を決定する。

5 委員会の議決は、処分の原案を決定する場合、出席委員の3分の2以上の委員の賛成を必要とする。その他の場合、過半数の賛成によって決定する。

6 委員会は、処分の原案として、本学就業規則第 45 条に定める懲戒が相当であると決定した場合、学長に懲戒委員会の開催を要請する。その他の場合、調査結果を学長に報告するとともに、相談者の救済及び行為者の処分措置に関する原案を学長に提示する。

7 委員会が行う相談及び調査等の業務については、別に定める。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、総務課において行う。

(改廃)

第 7 条 学長は、この細則に関し必要がある場合は、所定の手続きを経て、改廃する。

附 則 (平成 27 年度 細則第 1 号)

1. この細則は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

2. 姫路獨協大学セクシュアル・ハラスメント人権委員会に関する細則 (平成 11 年 9 月 24 日制定) は、廃止する。

附 則 (平成 28 年 規程第 12 号)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、人間社会学群各学類から選出の委員は、外国語学部、法学部及び経済情報学部から選出の委員を兼務するものとする。

附 則 (令和 2 年 細則第 1 号)

この細則は、令和 2 年 4 月 23 日から施行する。